

# 個別施策の検討（1）

# 1 地域の魅力を高める緑づくり

---

# (1) 施策の考え方

## 方針1

### 地域の魅力を高める緑づくり

公園の整備や管理、道路をはじめとした公共施設の緑化やまちづくりを通じた緑の創出、都市農地の保全・活用などにより、まちの魅力を高めていく。

現状・課題を踏まえ重視する視点  
(関連事項抜粋)

- 身近な公園をはじめ、区民に身近な緑の創出など、まちの魅力向上につながる緑化、活用の促進
- 地域特性に応じた緑の創出
- 都市農地や保存樹林などの保全
- 葛飾らしいまちづくりに向けた緑の活用

第1回策定委員会意見

- 庭や昔からの園芸的な身近な植栽など、量だけでは判断できない地域らしい緑、地域ごとの特徴を生かした緑の創出が必要

## 施策

### 1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用

徒歩圏を考慮した公園の適正配置を進めるとともに、地域住民の意見を取り入れながら、利用者ニーズに応じた魅力ある公園づくり、管理運営、活用を地域住民をはじめとする様々な主体と連携して進める。

### 1-2 まちづくりを通じた緑の創出

大規模な土地利用転換を伴う開発や集合住宅の建設に際した緑・オープンスペース確保の誘導、公共施設や幹線道路の緑化を通じ、緑豊かな街並みの形成、居心地が良く歩きたくなるまちづくりにつなげていく。

### 1-3 魅力ある小さな緑の創出

地域の特性に応じ、住宅や店の軒先、空き地のほか、建物の屋上・壁面の緑化など、様々な小さな空間における緑の創出を支援し、緑豊かな街並み形成につなげていく。

### 1-4 都市農地と歴史ある樹木の保全

多様な機能を有する都市農地や良好な都市環境、景観形成につながる樹木・樹林を保全する各種制度の活用により、所有者を支援するとともに地域住民が農や樹木・樹林にふれあう機会の創出などを通じて保全の機運を高めていく。

## (2) 各施策と取組の方向性

### 1-1 魅力ある公園づくりと公園の利活用

上位計画や現状を踏まえた検討課題

- 公園の適正配置や特色ある公園の整備
- 既設公園の老朽化への対応
- 公園等の維持管理
  - ・ 多様な主体による公園などの管理運営

第1回策定委員会意見

- 区民一人一人のボランティアな協働だけでなく、事業者も含めた広い視野での協働の視点が必要

区民のニーズ※ ◎：全世代 ○：成人  
◇：子ども（対象は小学5年生、中学2年生）

- ◎ 公園は、世代を問わず日常の中で緑を最も身近に感じる場所
- 区に期待する取組（公園）の上位
  - 「古くなった公園をリニューアルする」
  - 「歩いて行ける身近な公園を増やす」
  - 「木陰をつくる大きな樹木を増やす」
- ◇ してみたいことは、のんびり過ごすこと（読書や音楽・動画鑑賞、ピクニック、散歩など）
- 協働の取組は、イベントへの参加、イベントの企画への関心が比較的高い（それぞれ2割程度）

※令和6年12月に実施した水と緑に関するアンケート結果による

### 取組の方向性

#### ①身近な公園の魅力アップ

【方向性】 区民に身近な公園については、実情を踏まえ地域住民の意見を取り入れながら、より質を重視した利用しやすい場としていく。

【取組（案）】 ●誰もが利用しやすい公園づくり

- ・ 公園等の計画的な改修を通じた魅力づくりと利用環境の向上
- ・ ユニバーサルデザインなど多様な利用者に配慮した公園づくり

●多様な主体による公園の利活用促進

- ・ （例）利用ニーズを掘り起こす実験的な利用の促進、利活用の手引きの作成
- ・ （例）地域主体の公園利用、ルールづくりの促進

●徒歩圏を考慮した公園の適正配置

- ・ 公園等が不足する地域における新たな適地の確保
- ・ 大規模な土地利用転換などの機会を捉えた公園等の確保
- ・ （例）小規模・不整形な公園等の改良、機能分担による小規模公園の活用

#### ②特色ある公園づくり

【方向性】 比較的規模の大きな公園、広域から人の集まる公園、特徴的な施設を有する公園などについて、地域特性や利用者ニーズに応じた整備を図る。

【取組（案）】 ●特色ある公園の整備、改修

- ・ インクルーシブな遊び場づくりなどの検討

●民間活力を生かした公園の整備・管理運営の検討

- ・ （例）指定管理者制度、Park-PFI制度の活用検討

## 【参考】利用ニーズを掘り起こす実験的な利用の促進、利活用の手引きの作成

### 【事例】江戸川区「みんなのこうえん」

◇身近な公園が「地域の庭」のようになってほしいという思いから、自由な発想でもっと楽しく公園を使う、地域のみなさんが「ゲスト」から「キャスト」になって利活用を企画する「みんなのこうえん」に取り組んでいる。

◇地元の公園やいつも使っている公園をよりよくしたい!という気持ちを持つ人、個人・グループ・教育機関・事業者等、公園を利活用してコミュニティの場を広げたい人を対象とし、江戸川区の担当係が企画の実現をサポートする。



出典：江戸川区ホームページ



### 【事例】戸田市「公園リニューアル計画社会実験」

◇公園の賑わいを促進し、公園を使いこなす方策として「利用プログラム」を導入することとしている。

◇活動主体の掘り起こしやニーズ把握のため、活動の拠点を公園に広げたい、公園を活用して事業を行ってみたいなど、公園活用の提案を幅広く募集し、市内の公園で社会実験を行う取組を令和4・5年度に実施した。

◇今後は条例に基づいた公園の利活用を進め、継続的な賑わいの創出を目指すとしている。

#### 【社会実験の例】

##### 公園アートプロジェクト TODArt.Park

トダアートラボ会員や活動に賛同してくれたアーティスト等がファシリテーションを行いながら、市内の公園で5つ以上のアート内容を展開し、参加者にアート体験を提供



##### みんなで作るイルミネーション「トダイルミ」

2か所の公園でイルミネーションの設置、点灯を実施。うち1か所では、定期イベント（マルシェ）も開催

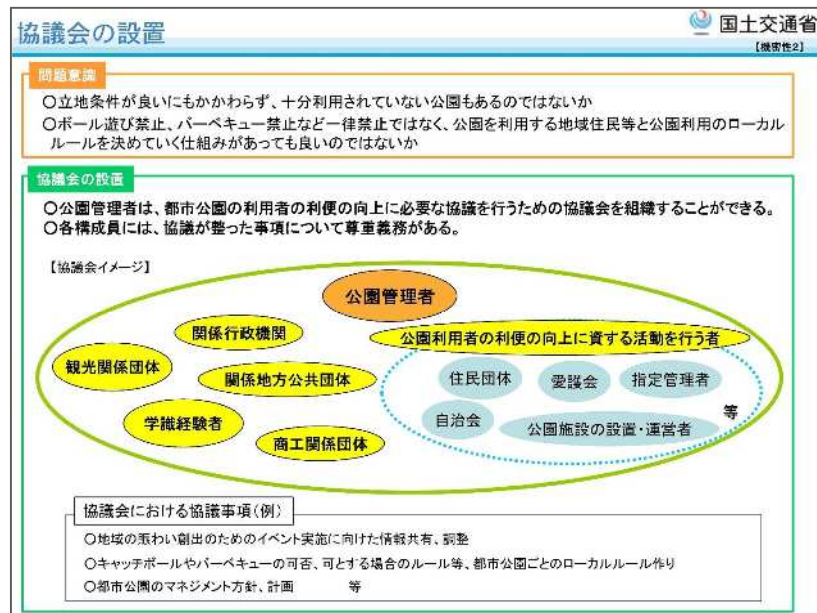


出典：戸田市ホームページ

## 【参考】地域主体の公園利用、ルールづくりの促進

### 【事例】公園の活性化に関する協議会

- ◇ 平成29年の都市公園法の改正によって創設された制度。
- ◇ 公園管理者が公園の利用者の利便向上に必要な協議を行うため、自治会などの地域関係者と協議会を組織し、公園独自のルールづくりなどを行い、公園の有効活用に取り組む。



出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」

### 【身近な公園における協議会設置事例】

#### いわき市 大工町公園

公園の再整備に併せて、まちなかの憩いの空間として人々が集い、市街地活性化のきっかけとなるよう、市と地域の関係者が合同で管理運営する公園協議会を設置し、管理・活用を進めている。

出典：いわき市ホームページ



### 【事例】船橋市「ボール遊びのできる公園の検討」

- ◇ 市長と中学生が船橋の将来を語り合う「こども未来会議室」において、「ボール遊びのできる公園をつくる」という中学生からの提案を受け、平成27年度に有識者、市民代表等で構成する「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を開催。
- ◇ 平成28年度からボール遊びの試行と検証を市内5公園で実施し、ボール遊びができる施設やルールを整理した上で、令和元年度から本格実施。

#### 取組内容

##### 【試行事業】

- ・ 公園の形、広さ、施設の状況等が異なる5公園でのボール遊び試行、近隣住民や中学生へのアンケート調査し、下記の事項を検証

##### 【検証項目】

- 利用する子どもの年齢層、遊び方
- ルールやボール遊びの範囲を決める要因(年齢、広さ、施設状況、周辺状況、遊び方、利用方法)
- 公園に合ったルール設定(ボールや遊びの種類、利用方法)
- 広さ、防球施設の状況、周辺状況、利用状況による比較検討

##### 【運用】

- ・ 試行事業の結果を基に、ボール遊びが可能な公園を階層に分けて抽出(右の図の「運用段階」の公園)
- ・ 可能な公園全てに共通する「基本ルール」と、公園の状況に応じた個別ルールを設定
- ・ ボール遊びが可能な公園、ルールを周知し本格運用



出典：「公園でのボール遊び事業平成30年度実施報告書」

出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料  
【事例編】

## 【参考】小規模・不整形な公園等の改良、機能分担による小規模公園の活用

### 【事例】新宿区みどりの基本計画

- ◇ 施策例の一つに「小規模・不整形な公園の改善」を掲げ、「使いやすさや安全性の向上を図るため、隣地の取得を検討し、敷地の整形化と改善をすすめる」としている。

出典：新宿区みどりの基本計画

### 【事例】墨田区公園マスタープラン

- ◇ 新たな公園用地を確保する取組の一つとして、既存公園の隣接地を取得することによる公園の拡張を、機会を捉えて進めるとしている。



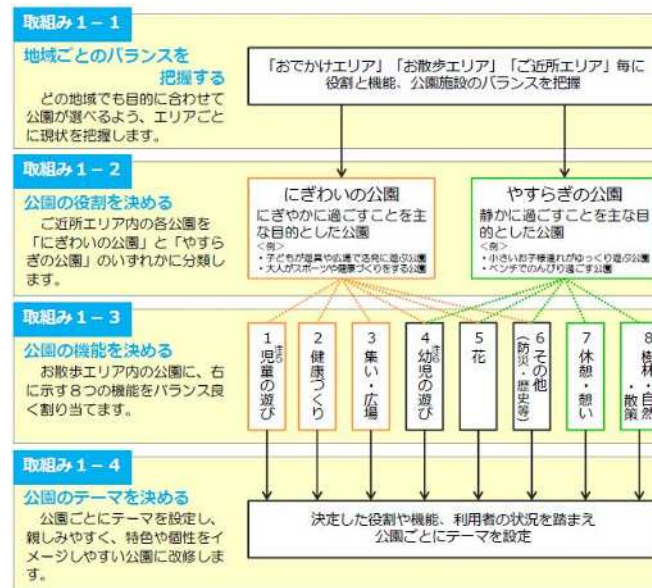
既存公園隣接地を買収して公園拡張した例  
(東向島北公園 左：買収前 右：買収後(整備後))

出典：墨田区公園マスタープラン

### 【事例】機能分担による小規模公園の活用 「足立区パークイノベーション」

- ◇ 利用圏域の異なるエリアを3つ設定し、大型遊具、砂場などの適正配置を進めるとともに、役割と機能を各公園に割り振り、目的に合わせて公園を選択できるよう改修を推進。
- ◇ 具体的には、公園の役割を「にぎわいの公園」と「やすらぎの公園」に大別し、異なる機能をもつ公園をバランスよく配置。

出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 参考資料【事例編】



■イメージ ※公園の面積に応じて、複数の役割・機能を担う場合があります。



出典：足立区パークイノベーション推進計画

## 【参考】指定管理者制度、Park-PFI制度の活用検討（都市公園における官民連携手法）

### 指定管理者制度

- ・地方公共団体が指定する者（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度
- ・都市公園においては、一般的に、新たな公園施設の整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を民間事業者等に行わせる手法であり、性能発注、一定期間にわたる業務期間、包括的な業務実施等による住民サービスの質の向上と行政の経費節減が制度活用のメリットとして挙げられる



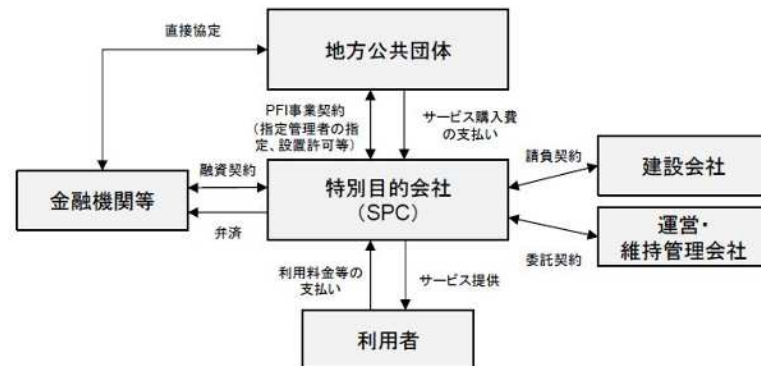
### 設置管理許可制度

- ・都市公園法第5条に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置、管理を許可できる制度
- ・施設の設置管理を申請する者は民間事業者に限らず、町内会等多様な主体が想定される



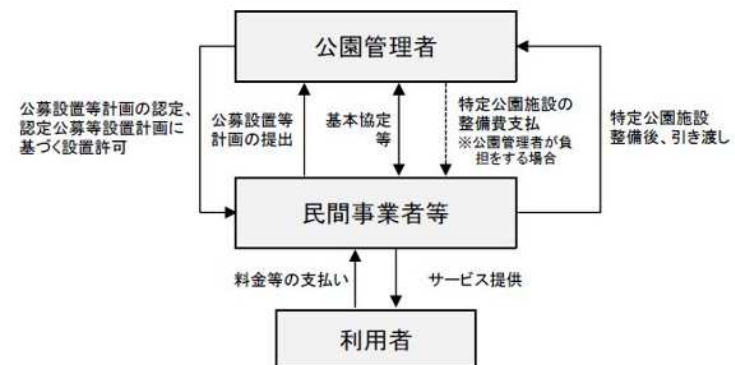
### PFI事業

- ・PFI法の手続きに則り民間事業者を選定し、民間資金等を活用し、公園施設の整備・運営維持管理を民間事業者に実施させる手法



### Park-PFI事業

- ・飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度



## (2) 各施策と取組の方向性

### 1-2 まちづくりを通じた緑の創出

上位計画や現状を踏まえた検討課題

- 質の高い市街地開発の推進
- 良好な住環境の整備
- 居心地が良く歩きたくなるまちづくり
- シンボル道路などによる景観形成
- 住宅地等における良好な街並み景観の誘導

第1回策定委員会意見

- 樹冠があることによる効果（木陰ができ、歩きやすい環境が健康増進につながるなど）への着目
- ネイチャーポジティブへの貢献

区民のニーズ※ ◎：全世代 ○：成人  
◇：子ども（対象は小学5年生、中学2年生）

- 今後増やしていく必要があると感じる緑は、公園の緑（33.6％）に次いで「道路沿いの緑（32.3％）」「木陰をつくる大きな樹木（22.9％）」「駅前の緑（21.0％）」が多い

### 取組の方向性

#### ①開発、建築における良質な緑の創出

【方向性】 大規模な土地利用転換を伴う開発や宅地開発、集合住宅や一定規模以上の敷地における建設等に際し、都市開発諸制度や各種制度の運用を通じ、まちの魅力となる緑とオープンスペースの創出を促す。

- 【取組（案）】 ●市街地整備と連携した緑・オープンスペースの確保・創出
- ・市街地開発事業、宅地開発指導等による緑・オープンスペースの確保
  - ・地区計画や緑地協定制度を活用した緑の創出
  - 緑化計画等による質の高い緑の創出
    - ・緑化計画の運用
    - ・（例）手引き等によるグリーンインフラの実装促進
    - ・（例）良質な緑の確保につながる各種認証制度（優良緑地確保計画認定制度、江戸のみどり登録緑地等）の普及

#### ②公共空間の緑化

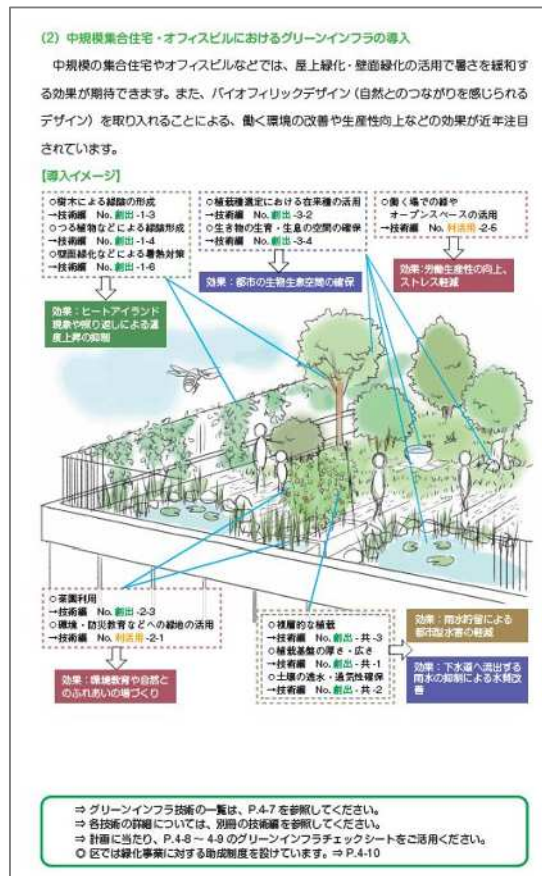
【方向性】 公共空間（公共施設、道路）において、緑豊かな街並みの形成につながる緑化に率先して取り組む。

- 【取組（案）】 ●公共施設の緑化
- ・新たに整備・改修する公共施設における連続性のある緑地空間の創出
  - 緑のネットワーク形成
    - ・樹木の健全育成、街並み景観の向上、樹冠の形成などに配慮した幹線道路の緑化
    - ・緑豊かなコミュニティ道路、緑道の修景整備

**【参考】手引き等によるグリーンインフラの実装促進**

【事例】 中央区「グリーンインフラガイドライン」及び「グリーンインフラチェックシート」

- ◇ 緑地の創出や維持管理にあたり、水と緑の多様な機能を活用するグリーンインフラの導入を推進するため、「中央区グリーンインフラガイドライン」を策定。
- ◇ 中央区花と緑のまちづくり推進要綱に基づき、令和5年3月1日から、敷地面積200㎡以上の建築計画については、グリーンインフラチェックシートの提出を義務付け。



中央区グリーンインフラガイドライン

出典：中央区ホームページ

(記入用)

第2号の2様式年(第7条の2関係)

敷地面積200㎡以上1,000㎡未満の建築計画用

敷地面積が1,000㎡以上の場合は第2号の2様式乙を使用してください。

年 月 日

グリーンインフラチェックシート【☒ 計画 ☐ 完了】

(宛先) 中央区民

(事業者) 〒○○○-○○○  
氏 名 ○○○○△△△ △△△○△△○  
住 所 東京都○○区○○○丁目○番○号  
氏 名 ○○○○△△△ 代表取締役社長 ○○○○  
電話番号○○○-○○○-○○○  
(法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名)

(代理人) 〒○○○-○○○  
住 所 東京都○○区○○○丁目○番○号  
氏 名 ○○○○△△△ 代表取締役 ○○○○  
電話番号○○○-○○○-○○○  
担当者氏名 ○○○○

施設を名称 ○○○○○○計画

所 在 地 中央区築地町○○丁目○番○号

施設の用途 事務所・店舗

敷地面積

500 ㎡

【報告】

基本指針1:居心地よく歩きやすくなる水と緑にかこまれたまち

環境:良好な景観形成

☒ 創出-1-1 植栽配置決定における地域の文化  
☐ その他 ( )

環境:暑熱対策

☐ 創出-1-3 樹木による緑路の形成  
☐ 創出-1-4 つる植物などによる緑路形成  
☐ 創出-1-6 壁面緑化などによる暑熱対策  
☐ 創出-1-7 遮熱ミスト設備による暑熱対策  
☐ その他 ( )

既に細目項目にチェックを入れてください。  
※チェックの基準は設けておりませんので、任意でご判断いただいて結構です。各項目の具体的な内容・事例は同ホームページをご覧ください。

基本指針2:水と緑を楽しむ。魅力とぎわいにあふれたまち

環境:人の集う場・活動の場

☒ 創出-2-3 菜園利用  
☐ その他 ( )

基本指針3:水と緑が守り、育む環境共生型のまち

環境:都市の水管理

☒ 創出-3-1 レインガーデンなどの設置  
☐ その他 ( )

環境:都市の生物多様性確保

☐ 創出-3-2 植栽配置決定における在来種の活用  
☐ 創出-3-3 生態系劣化防止に配慮した植栽種類選定  
☒ 創出-3-4 生き物の生育・生態空間の確保  
☐ その他 ( )

基本指針4:緑を支える防災・減災のまち

環境:防災・減災

☐ その他 ( )

共通事項

環境:共通事項

☒ 創出-共-1 植栽基盤の厚さ・広さ  
☐ 創出-共-2 土壌の過水・過気質確保  
☒ 創出-共-3 強制的な植栽(中高木種・低木種・草本種の確保)  
☐ その他 ( )

備考 詳細図1(第2号の2様式丁)、案内図、概要書、チェックした項目の位置を記載した緑化計画平面図を都付してください。

## グリーンインフラチェックシート

## 【参考】良質な緑の確保につながる各種認証制度（１）

◇ 良好な緑地の確保と維持に関する取組を認証する制度として、国や東京都、公益法人、民間団体等により様々な制度が運用されている。

| 制度                         | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| TSUNAGU<br>(優良緑地確保計画認定制度)  | <p>都市緑地法に基づき、民間事業者等による良質な緑地確保の取組を、国土交通大臣が気候変動対策・生物多様性の確保・Well-Beingの向上等の「質」と緑地の「量」の観点から評価・認定する制度。</p> <p>【対象事業】新たに緑地を創出・管理する事業と既存緑地の質の確保・向上に資する事業</p> <p>【対象主体】民間事業者等（地方公共団体も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる土地の地権者</li> <li>・地権者から同意を得て事業を行う者</li> </ul> <p style="text-align: right;">出典：TSUNAGUホームページ</p>               |
| SEGES<br>(社会・環境貢献緑地評価システム) | <p>企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取り組みを評価し、社会・環境に貢献している、良好に維持されている緑地であると認定する制度。</p> <p>「そだてる緑」「都市のオアシス」「つくる緑」の3つのカテゴリがある。</p> <p>公益財団法人都市緑化機構が運営。</p> <p>【対象】</p> <p>そだてる緑：事業者が所有する緑地（300㎡以上）の優良な保全・創出活動</p> <p>都市のオアシス：快適で安全な都市緑地を提供する取組（敷地面積規模の大小は問わない）</p> <p>つくる緑：開発・建築に伴う優良な緑地環境計画（3,000㎡以上）</p> <p style="text-align: right;">出典：SEGESホームページ</p> |
| 江戸のみどり登録緑地制度               | <p>在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録・公表する制度。生きものの生息生育環境への配慮に特に優れた緑地は「優良緑地」として登録。</p> <p>【対象】1,000㎡以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内の緑地</p> <p style="text-align: right;">出典：東京都ホームページ</p>                                                                                                                                                                  |

## 【参考】良質な緑の確保につながる各種認証制度（２）

| 制度         | 概要                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ABINC認証事業所 | <p>JBIB（一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ）が開発した、「いきもの共生事業所®推進ガイドライン」の考え方に沿って計画・管理され、かつ土地利用通信簿で基準点以上を満たす事業所を認証する制度。</p> <p>目的に応じて、次の２種類の部門がある。</p> <p>ABINC認証：生物多様性に配慮した施設や建物などを認証する制度</p> <p>ABINC ADVANCE認証：生物多様性に配慮した広域かつ複合的なまちづくりを認証する制度</p> <p>出典：ABINCホームページ</p> |
| JHEP認証     | <p>ハビタット（野生生物の生息環境）の保全・再生および改変を行う事業すべてを対象とした認証制度。</p> <p>生物多様性の保全への貢献度を、客観的・定量的に評価、認証し、可視化できる国内唯一の認証制度で、生物多様性の価値を事業の前後で比較し、事業後の価値が事業前と同等またはそれ以上のものを、生物多様性に貢献する事業として認証する。公益財団法人日本生態系協会が運営。</p> <p>出典：国土交通省「第１回民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会説明資料」</p>      |
| SITES認証    | <p>ランドスケープに特化したプロジェクト全体に関する認証。</p> <p>建物が無いプロジェクトでも評価対象になるため、公共公園、公開空地、商業地や住宅地などにデザインされる都市のオープンスペース、民有地緑化、屋上庭園、ストリート・スケープ（街路のデザイン）、大学キャンパス、美術館や病院に併設された緑化空間なども認証の対象となる。</p> <p>出典：国土交通省「第１回民間投資による良質な都市緑地の確保に向けた評価のあり方検討会説明資料」</p>                        |

## (2) 各施策と取組の方向性

### 1-3 魅力ある小さな緑の創出

#### 上位計画や現状を踏まえた検討課題

- 緑被地が少ない地域における樹木の育成、樹木1本といった小規模な緑化
- 民有地の緑化推進のため、各種補助制度の活用促進

#### 第1回策定委員会意見

- 花による景観形成の効果への着目
- 地区ごとの緑被率の差の改善を考える必要がある
- 庭や昔からの園芸的な身近な植栽など、量だけでは判断できない地域らしい緑、地域ごとの特徴を生かした緑の創出が必要〔再掲〕

区民のニーズ※ ◎：全世代 ○：成人  
◇：子ども（対象は小学5年生、中学2年生）

- 緑があってよかったと感じるのは、「緑のある景色に癒される（48.5%）」に次いで、「自然環境の豊かさが感じられる（35.3%）」「快適に暮らせる（27.4%）」

#### 取組の方向性

##### ①小さな緑の創出

【方向性】 住宅地、商業地の小さなスペースを活用した緑や花の創出を支援し、緑豊かな街並みの形成につなげていく。

【取組（案）】 ●民有地における小さな緑の創出支援

- ・生垣造成、屋上緑化・壁面緑化への補助
- ・（例）玄関先、店先などの小さなスペースを活用した緑化の普及
- ・（例）小規模な宅地を対象とした緑化指導の創設

●花いっぱいのもちづくりの推進

- ・駅前広場や沿道など、まちを緑と花で彩る「花いっぴいのまちづくり活動」
- ・立体花壇「フラワーメリーゴーランド」や「フラワーキャンパス」の活用促進

##### ②地域ぐるみの緑化の支援

【方向性】 地域住民が協力して緑化に取り組む活動を支援し、緑豊かな街並みを形成する。

【取組（案）】 ●（例）緑地協定制度の活用

●（例）地域ぐるみの緑化活動への支援

## 【参考】玄関先、店先などの小さなスペースを活用した緑化の普及

### 【事例】世田谷区「ひとつぼみどりのすすめ」

◇ 1坪(約3.3㎡)程度の小さなみどりの空間を「ひとつぼみどり」と名づけ、「ひとつぼみどり」の楽しみ方と「ひとつぼみどり」をつくるための区の各種助成制度を紹介するリーフレット「世田谷ひとつぼみどりのススメ」を発行し、身近な場所でみどりを増やす活動を推進。



出典：世田谷区ホームページ

## 【参考】小規模な宅地を対象とした緑化指導の創設

- ◇ 杉並区、板橋区では、ほぼ全ての建築行為を緑化計画の対象とし、小規模な宅地における緑化を誘導。
- ◇ ただし、小規模な敷地に対しては、提出書類や適用する基準を簡素化している。

|     | 緑化計画の対象                                                                                                                                                                                                                                                    | 小規模な宅地への対応                                                                                           |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 杉並区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間施設の確認申請を要する行為<br/>(建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の確認を受けて行うもの)</li> <li>○公共施設の計画通知を要する行為<br/>(建築基準法第18条第2項の通知を受けて行うもの)</li> <li>○開発行為 (都市計画法第4条第12項に規定するもの)</li> <li>○収容台数20台以上の駐車場の設置</li> </ul>                        | <p>(対象) 200㎡未満の新築など<br/>(手続き・基準の差異)<br/>提出書類は緑化計画概要書・案内図、完了届(概要書と一体の書式)のみ<br/>完了届提出後の現場確認は立ち合い不要</p> |
| 板橋区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○板橋区内における以下の規模の行為 <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画法第29条の許可を受けて行う開発行為</li> <li>・宅地造成規制法第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成</li> <li>・建築基準法第6条第1項または第6条の2第1項の確認を受けて行う建築行為、または第18条第2項の通知により行う建築物の建築</li> </ul> </li> </ul> | <p>(対象) 事業面積350㎡未満の行為<br/>(手続き・基準の差異)<br/>提出書類が350㎡以上の事業より少ない<br/>基準は地上部緑化面積のみ</p>                   |

## 【参考】緑地協定制度の活用

| 制度名                                | 概要                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 特別区における活用状況<br>(令和4年度末時点)                                                         |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 緑地協定制度<br>(都市緑地法<br>第45条・<br>第54条) | <p>土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度</p> <p>協定には以下の2つの種類がある</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・45条協定（全員協定）<br/>既にコミュニティの形成がなされている市街地における土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの</li> <li>・54条協定（一人協定）<br/>開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けて定めるもので、3年以内に複数の土地の所有者等が存在することになった場合に効力を発揮</li> </ul> | <p>世田谷区<br/>(14地区：うち45条11か所、54条3か所)</p> <p>杉並区 (1地区：54条)</p> <p>練馬区 (3地区：54条)</p> |

出典：国交省「都市緑化データベース」に基づき作成

## 【参考】地域ぐるみの緑化活動への支援

### 【事例】一般財団法人世田谷トラストまちづくり 「3軒からはじまるガーデニング支援制度」

◇一般財団法人世田谷トラストまちづくりでは、ご近所同士で一緒に取り組むガーデニングの支援として、3軒以上のグループを対象に、ガーデニングアドバイザーの派遣、緑化資材購入費の一部助成等を実施。

**支援内容**

- 1 ガーデニングアドバイザーを派遣します**  
5年間で9回（17・28回・33回・34回・40回・48回・50回）  
グループの皆さんが目指すガーデニングプランの作成に必要なアドバイスや植栽代行のご指導などにガーデニングアドバイザーを派遣して、地域のみどりあふれる街づくりのお手伝いをします。6年目以降は、この支援制度へのご協力をお願いいたします。アドバイザー派遣をします。
- 2 緑化資材購入費の一部を助成します**  
1軒あたりの助成額は5,000円  
ガーデニングプランの実現に向けて、必要な資材購入費用のうち、一部を助成します。資材購入費用は、土壌改良剤・土壌や花壇形成材（レンガ等）などを指します。
- 3 区の緑化に関する助成制度への橋渡しをします**  
世田谷区でも、「世田谷みどり33」の実現を目指して、緑化に関する各種助成制度を行っています。ガーデニングプラン作成の際に活用できそうな制度のご紹介やアドバイス、担当部署への橋渡しをいたします。

支援内容

出典：一般財団法人世田谷トラストまちづくり「3軒からはじまるガーデニング支援制度」紹介パンフレット

### 【事例】小平市「こだいらオープンガーデン」

◇オープンガーデンは、個人の庭を一般に公開する活動。

◇小平市では、こだいら観光まちづくり協会が「小平グリーンロード＆オープンガーデンマップ」を作成し活動の紹介と普及を実施。



小平グリーンロード & オープンガーデンマップ

出典：小平市ホームページ

## (2) 各施策と取組の方向性

### 1-4 都市農地と歴史ある樹木の保全

上位計画の施策、緑・水辺の現状を踏まえた検討課題

- 比較的農地が多く残る地域での生産緑地制度・特定生産緑地制度の活用や、レクリエーションの場としての農地の利用などの促進
- 良好な都市環境を構築するための保存樹木・樹林の保全
- 風致地区における、地域の特性に応じた風致のあり方の検討

#### 第1回策定委員会意見

- 生産緑地の保全だけでなく、世田谷区を参考に何らかの保全地区の指定を検討した方がよい
- 農地の保全と併せて都市計画の立場から緑の保全を進めていただきたい

区民のニーズ※ ◎：全世代 ○：成人  
◇：子ども（対象は小学5年生、中学2年生）

- 緑について区に期待する取組として、「農地の有効活用」に23.6%が関心（特にないを除き、2番目に高い割合）

### 取組の方向性

#### ①都市農地の保全・活用

【方向性】 農地の保全・活用と、区民が農とふれあう環境づくりを通じて農のある風景を継承していく。

- 【取組（案）】
- 各種制度を活用した農地保全
    - ・ 生産緑地地区・特定生産緑地地区の指定
    - ・ 生産緑地の貸借制度の運用による農地の活用
    - ・ （例）農の風景育成地区制度の活用検討
  - 区民が農とふれあう環境づくり
    - ・ 区民農園、体験農園、ふれあいレクリエーション農園の運営・拡充
    - ・ 学校農園活動などを通じた農とふれあう体験づくり

#### ②歴史ある樹木の保全

【方向性】 長い年月をかけ育まれ継承された、大木や社寺林・屋敷林などのまとまった緑について、各種制度を活用して保全を図るとともに、これらの緑の保全への地域住民の理解・機運を醸成する。

- 【取組（案）】
- 法や条例に基づく樹木・樹林の保全
    - ・ 保存樹木・樹林の指定と所有者への支援
    - ・ （例）都市緑地法の諸制度の活用検討
  - 樹木・樹林の保全を支える機運の醸成
    - ・ （例）落ち葉清掃ボランティアなど区民参加による保全の支援

## 【参考】農の風景育成地区制度

- ◇ 減少しつつある農地をオープンスペースとして保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、東京都が平成23年に「農の風景育成地区制度」を創設。
- ◇ 農地や屋敷林などが比較的まとまって残る地区を指定し、散在する農地を一体の都市計画公園等として計画決定するなど都市計画制度を積極的に活用して、地域のまちづくりと連携しながら農のある風景を保全、育成を図っている。

鹿骨地域農の風景育成地区  
構想図



出典：東京都ホームページ（[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/topics/r05/pdf/035\\_02.pdf](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/topics/r05/pdf/035_02.pdf)）

### < 指定状況 >

- ・ 第一号 喜多見四・五丁目農の風景育成地区（平成25年5月17日指定）
- ・ 第二号 高松一・二・三丁目農の風景育成地区（平成27年6月1日指定）
- ・ 第三号 荻窪一丁目・成田西二・三丁目農の風景育成地区（平成29年3月31日指定）
- ・ 第四号 南大泉三・四丁目農の風景育成地区（令和元年12月20日指定）
- ・ 第五号 深大寺・佐須地域農の風景育成地区（令和2年7月30日指定）
- ・ 第六号 鹿骨地域農の風景育成地区（令和5年4月1日指定）
- ・ 第七号 下小山田・図師町農の風景育成地区（令和5年10月19日指定）

出典：東京都ホームページ

（[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori\\_kakuho/chikuseido.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/chikuseido.html)）

## 【参考】緑地保全に係る都市緑地法の諸制度

| 制度名                          | 概要                                                                                       | 特別区における活用状況<br>(令和4年度末時点)                                                                                                                                                     |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別緑地保全地区<br>(都市緑地法第20条)      | 都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度                                  | 台東区 (1地区)                      杉並区 (1地区)<br>大田区 (4地区)                      板橋区 (2地区)<br>世田谷区 (6地区)                      練馬区 (1地区)<br>渋谷区 (1地区)                      足立区 (2地区) |
| 地区計画等緑地保全条例制度<br>(都市緑地法第12条) | 屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度                                        | 適用例なし                                                                                                                                                                         |
| 管理協定<br>(都市緑地法第24条)          | 特別緑地保全地区等の土地所有者と地方公共団体などが協定を結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度                                 | 適用例なし                                                                                                                                                                         |
| 市民緑地契約制度<br>(都市緑地法第55条)      | 地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地(土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設)を設置管理する制度 | 大田区 (1件:屋敷林)<br>世田谷区 (15件:屋敷林、雑木林、樹木畑等)<br>杉並区 (3件:屋敷林)<br>板橋区 (2件:雑木林)<br>練馬区 (34件:屋敷林、雑木林等)                                                                                 |
| みどり法人制度<br>(都市緑地法第69条)       | 特別緑地保全地区等において、土地所有者と地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)とが協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度              | 千代田区 (2件:三菱地所(株)、住友商事(株))<br>墨田区 (1件:特定非営利活動法人 寺島・玉ノ井まちづくり協議会)<br>世田谷区 (1件:(一財)世田谷トラストまちづくり)<br>※千代田区、墨田区は認定市民緑地を管理)                                                          |

## 【参考】落ち葉清掃ボランティアなど区民参加による保全の支援

### 【事例】練馬区 落ち葉清掃ボランティア

- ◇ 落ち葉シーズンの11～12月に、民有の保護樹木・保護樹林地周辺で、ボランティアが中心となって落ち葉清掃を実施。



落ち葉掃き



保存樹林周辺の清掃

出典：練馬区ホームページ

(<https://www.city.nerima.tokyo.jp/kurashi/shigoto/midori/kyodo/ochiba.html>)

### 【事例】足立区の保存樹・樹林を守る会

- ◇ 区の「保存樹木・保存樹林」(足立区緑の保護育成条例に基づき指定)の所有者または管理者の有志が任意団体「足立区の保存樹・樹林を守る会」を設立し、相互の意見や保全技術の交換、他府県の巨樹探訪や地元の方々との交流により研修・研鑽に努めるなどの活動を実施。



区内の保存樹めぐり

出典：足立区の保存樹・樹林を守る会ホームページ (<https://a-jmamorukai.net/>)

### 【事例】杉並区 落ち葉感謝祭 「目指せ一万人の落ち葉掃き」

- ◇ 様々な恩恵を与えてくれる樹木や、それを守っている樹木所有者に感謝の気持ちを込めて、落ち葉をゴミとせず、できるだけ自然の物質循環に戻す「みどりのリサイクル」の考えを広めるため、区民有志と協働して落ち葉掃きのイベントを毎年11月下旬から12月上旬に開催。
- ◇ 落ち葉感謝祭の前後1カ月を落ち葉感謝月間と定め、区民に落ち葉掃きを呼びかけ。



落ち葉掃き



井草森公園の落ち葉プール

出典：杉並区ホームページ

(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/machi/kouen/1005023.html>)

## 2 地域の魅力を高める水辺づくり

---

# (1) 施策の考え方

## 方針2

### 地域の魅力を高める水辺づくり

区の特徴の一つである水辺を区民が親しめる空間とするとともに、活用の促進により地域のにぎわいを創出する。また、貴重な自然環境として、生きものの生息・生育環境の維持・保全を図る。

現状・課題を踏まえ重視する視点  
(関連事項抜粋)

- 健康増進や都市の快適性に繋がる親水空間の整備、かわまちづくりなど水辺の活用促進
- 区の特徴である水辺を安全に親しめる空間として活用
- 生物多様性の観点から重要な拠点である自然保護区域や自然再生区域などの水辺における継続的な取組

第1回策定委員会意見

- 水辺については区民の活動が十分に広がっていない状況。ワークショップ、社会実験を試行しながら取り組んでいく視点を計画に盛り込めるとよい。

## 施策

### 2-1 水辺に親しめる空間の充実

快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進めるとともに、水辺空間を利活用する人々の快適性や利便性の向上につながる環境づくりに取り組む。

### 2-2 水辺空間の活用

まちと川が一体となったまちづくり「中川かわまちづくり」をはじめ、賑わい創出や、人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動としての活用を促進する。

### 2-3 水辺の自然環境保全

自然保護区域や自然再生区域などの自然環境の保全、生物の生息・生育環境の保全に配慮した水辺空間の整備、管理を行う。

## (2) 各施策と取組の方向性

### 2-1 水辺に親しめる空間の充実

上位計画の施策、緑・水辺の現状を踏まえた検討課題

- 健康増進や都市の快適性に繋がる親水空間の整備〔再掲〕
- 区の資源である水辺を安全に親しめる空間として活用〔再掲〕

区民のニーズ※ ◎：全世代 ○：成人  
◇：子ども（対象は小学5年生、中学2年生）

- 水辺の利用方法：「散策」（36.0%）「ウォーキング、ジョギングなどの健康づくり」（33.5%）「休息」（19.3%）で、今後（も）行いたい利用方法もほぼ同内容
- 水辺の利用頻度：週1～2回、月2～3回、月1回、2～3か月に1回、半年に1回以下が同程度の割合。
- ◇ 主に「散歩」で利用。これからしたいことは、「散歩」「釣り」「ピクニック」の割合が高い。
- 水辺について区役所に期待する取組として最も多い回答は、「水辺に近づきやすくなるよう、施設の整備や改修を行う」（31.6%）

### 取組の方向性

#### ①河川・水辺のネットワーク化と利用環境の整備

【方向性】 治水や河川環境との調和に配慮しながら、川沿いの散策路や親水テラスの整備により、快適かつ楽しく散策できる環境づくりを進める。  
水辺の利活用促進に向け、レクリエーション活動の拠点としての機能向上、快適性や利便性に資する施設等の充実を図る。

- 【取組（案）】
- 散策やジョギング、サイクリングを楽しめる空間の創出
  - （例）河川や水辺と一体的な空間となる公園等におけるレクリエーション活動の拠点機能の充実
  - 堤防の施設改修に合わせた散策、休憩、サイクリング等の利用環境整備（水元さくら堤の改修等）

## (2) 各施策と取組の方向性

### 2-2 水辺空間の活用

上位計画の施策、緑・水辺の現状を踏まえた検討課題

- かわまちづくりなど水辺の活用促進
- 人々が集い、憩える場としての水辺の積極的な活用
- 地域のイベント開催、清掃や植栽管理等への区民の参画促進

第1回策定委員会意見

- 水辺については区民の活動が十分に広がっていない状況。ワークショップ、社会実験を試行しながら取り組んでいく視点を計画に盛り込めるとよい。

区民のニーズ

- 緑や水辺とふれあう機会を増やす取組として、アウトドアレジャーなどを楽しめる場や機会づくりを期待
- 取り組んでみたいこととして、イベントへの参加、イベントの企画への関心が比較的高い（それぞれ2割程度）

### 取組の方向性

#### ①中川かわまちづくりの推進

【方向性】 水辺の回遊性向上につながる施設整備、産官学・官民連携による河川空間の活用を進める。

- 【取組（案）】
- 水辺の散策路等の整備
    - ・ 水辺の散策路の連続的な整備（国）
    - ・ 賑わい拠点における利用環境整備、河川空間までの動線整備
  - 河川空間を生かした賑わい創出
    - ・ 河川空間でのオープンカフェの設置や水上イベントの実施
    - ・ 河川環境美化（花いっぱい運動、クリーン作戦など）活動の推進

#### ②水辺空間の活用

【方向性】 人々が集い、憩う、地域コミュニティの活動としての活用を促進するため、利用ニーズや担い手の発掘につながる取組の試行、活動の支援を進める。

- 【取組（案）】
- （例）水辺空間・船着場の実験的活用の推進
  - （例）水辺空間・船着場を活用する活動の支援

## 【参考】河川や水辺と一体的な空間となったまちづくり・公園等の整備・活用（１）

### 【事例】盛岡地区かわまちづくり

- ◇ 盛岡市では、更なる観光客数の増加を目指し、まちづくりと一体となった水辺利用を推進するため（平成29年3月に変更）に「盛岡地区かわまちづくり計画」を登録。
- ◇ 地域のまちづくりの取組と連携し、まちづくりと一体となった管理用階段・通路等の水辺整備やＪＲ盛岡駅に隣接する木伏緑地（きっぷしりょくち）の改修等により、賑わいのある水辺空間を創出するとともに地域の観光振興を図る。
- ◇ 木伏緑地については、Park-PFIにより、民間事業者と連携して再整備を実施。
- ◇ 河川敷を利用した様々なイベントを実施し、オープン化に向けた社会実験に取り組んでいる。



木伏緑地と河川空間を活用した催しの様子



社会実験の実施例  
アウトドアサウナと舟運



社会実験の実施例  
木伏緑地での映画上映会



社会実験の実施例  
河川敷キャンプ実験

出典：盛岡地区かわまちづくり

## 【参考】河川や水辺と一体的な空間となったまちづくり・公園等の整備・活用（２）

### 【事例】墨田区「北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業」

- ◇ 墨田区では、北十間川西側区間（枕橋から東武橋付近まで）において、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた東京スカイツリー・浅草間の賑わい創出と観光回遊性向上を目的に、水辺を中心とした鉄道高架下、北側区道、隅田公園（南側の一部）の一体的な整備及びまちづくりを実施。
- ◇ 平成30年度には、整備した公共空間が一体的に活用されることにより賑わいが持続・向上していくことを目指して、地元住民、北十間川周辺に関わる区内団体・個人、民間企業等、様々な立場の人々を交えて議論を行い、「北十間川周辺の公共空間の活用方針」を作成。



北十間川



北十間川周辺の公共空間の活用方針

## 【参考】河川や水辺と一体的な空間となったまちづくり・公園等の整備・活用（3）

### 【事例】品川区における船着場の活用

- ◇ 船着場は防災機能としての役割だけではなく、舟運や水辺のにぎわい拠点となる場所であるとし、区ホームページにおいて船着場の設置箇所、形状、利用時間、利用条件、管理要綱などの情報を公開して管理・活用を進めている。
- ◇ 令和2年5月に策定された「品川区水辺利活用ビジョン」では、「水辺利活用のための取り組み」の1つに、「舟運活性化に向けた仕組みづくり」を位置付け、船着場の活用に向けたルール等の周知・徹底を進めている。

#### 2. 舟運活性化に向けた仕組みづくり

船着場や水辺利用の活用に向けたルール等の周知・徹底に取り組むことで、誰もが気持ちよく使いやすい施設・水辺となり、多くの人に水辺の魅力が伝わり、舟運の活性化につなげます。

##### 取り組み①

##### 船着場の活用に向けたルール等の周知・徹底

地域住民や区外からの来訪者まで誰もが気持ちよく使いやすい施設となるよう、区有船着場を含めた区内の船着場や動力船・非動力

船における水辺利用のルールやマナーを周知・徹底し、多くの人に快適に水辺に触れ合ってもらい、魅力の向上につなげます。



#### 船着場の利用について

船着場を利用できる船舶は以下のとおりです。（東品川海上公園船着場を除く）

1. 地域振興に資するイベント、レクリエーション等を実施する船舶
2. 学校教育その他学術研究を目的とする船舶
3. 舟運事業の用に供する船舶
4. 災害その他事故対応のために使用する船舶
5. 前各号に掲げるもののほか、区長が特に認める用途で使用する船舶

上記のような船舶および個人の利用はできません。

※品川天王洲船着場は、上記4および5のみ利用可能です。

※東品川二丁目船着場は、上記3の船舶のうち、東品川二丁目防災危機管理平時利用要綱に規定されている船舶のみ利用可能です。

利用にあたっては、事前に利用登録や利用申請が必要となります。詳しくはお問合せください。

|   | 名称             | 河川・運河 | 利用時間                          | 管理要綱                                 |
|---|----------------|-------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | しながわ水族館船着場     | 品川運河  | 午前9時から午後8時                    | 品川区しながわ水族館船着場管理運営要綱（.pdf、492.3KB）    |
| 2 | 東海橋船着場         | 目黒川   | 午前9時から午後10時<br>午前6時から日没（非動力船） | 品川区目黒川船着場管理運営要綱（.pdf、497.8KB）        |
| 3 | 品川天王洲船着場       | 天王洲運河 | 午前9時から午後8時30分                 | 品川区船舶係留係輪の利用および管理に関する要綱（.pdf、50.3KB） |
| 4 | 五反田ふれあい水辺広場船着場 | 目黒川   | 午前9時から午後10時<br>午前6時から日没（非動力）  | 品川区目黒川船着場管理運営要綱（.pdf、497.8KB）        |
| 5 | 東品川二丁目船着場      | 京浜運河  | 午前9時から午後10時                   | 東品川二丁目防災危機管理平時利用要綱（.pdf、208.6KB）     |
| 6 | 五反田船着場         | 目黒川   | 午前9時から午後10時<br>午前6時から日没（非動力船） | 品川区目黒川船着場管理運営要綱（.pdf、497.8KB）        |
| 7 | 東品川海上公園船着場     | 天王洲運河 | 〔空欄〕                          | 〔空欄〕                                 |



しながわ水族館船着場



東海橋船着場



品川天王洲船着場



五反田ふれあい水辺広場船着場



東品川二丁目船着場



五反田船着場

品川区ホームページにおける船着場に関する情報提供

出典：品川区ホームページ

「品川区水辺利活用ビジョン」における船着場に関する取組

出典：品川区水辺利活用ビジョン

## (2) 各施策と取組の方向性

### 2-3 水辺の自然環境保全

上位計画の施策、緑・水辺の現状を踏まえた検討課題

- 生物多様性の観点から重要な拠点である自然保護区域や自然再生区域などの水辺における継続的な取組〔再掲〕
- 水辺環境の改善、生物多様性への配慮（公園等整備に当たっての配慮、静水域の適正管理、多様な植生の回復など）

区民のニーズ

- 水辺について区役所に期待する取組として「鳥、昆虫などの生きものが生息できる植栽や水辺の充実」を23.5%が選択（特にないを除き、2番目に高い割合）
- 取り組んでみたいこととして、「自然観察・生きもの調べなど自然に関わるイベントや活動への参加」に約2割が関心

### 取組の方向性

#### ①生物の生息・生育環境の保全

【方向性】 生物の生息・生育の拠点となっている水辺空間の保全、水環境の改善を進める。

- 【取組（案）】
- 自然保護区域、自然再生区域の保全
  - 水元小合溜の生態系の回復と良好な水環境の保全
  - 大場川（自然保護区域）の堤防強化、及び生物生息空間の確保、ヨシ原等の保全